

## 柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの中止相当について

柔道整復師の施術に係る療養費について、関東信越厚生局東京事務所及び東京都との共同による監査を実施した結果、下記のとおり柔道整復施術療養費（以下、「療養費」という。）の受領委任の取扱いを中止相当としましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 受領委任の取扱いの中止相当となる柔道整復師

施術管理者氏名	田野倉 徹（たのくら とおる）（42歳）
施 術 所 名	たのくら整骨院
施術所所在地	東京都あきる野市伊奈1376
開 設 者	田野倉 徹

#### 2 受領委任の取扱いの中止相当年月日

令和2年7月22日 （当該柔道整復師は、以後原則5年間は新たに療養費の受領委任の取扱いができない。なお、開設者についても、以後原則5年間は新たに療養費の受領委任の取扱いができない。）

#### 3 受領委任の取扱いの中止相当措置に至った経緯

患者から当該施術所の療養費の請求について疑義があるとの情報提供があり、患者調査を実施したところ、不正請求が強く疑われたため、令和元年6月から令和2年2月まで計5日間の監査を実施し、監査の結果として、「4 受領委任の取扱いの中止相当措置に至った事由」に記載した不正請求の事実を確認した。

#### 4 受領委任の取扱いの中止相当措置に至った事由

##### （1）監査において判明した不正請求の主な事例

- ① 実際に行った施術に行っていない施術を付け増して、療養費を不正に請求していた。（付増請求）
- ② 療養費の支給対象外の症状に対して行った施術を支給対象となる負傷に対して行ったものとして、療養費を不正に請求していた。（その他の請求）
- ③ 施術録については、施術が完結した日から5年間保存しなければならないにもかかわらず廃棄していた。
- ④ 帳簿及び書類については、施術所が廃止された後でも廃止後5年間は、地方厚生（支）局長と都道府県知事が必要とあると認めて施術に関してこれらを検査し、説明を求め、又は報

告を徴する場合は、これに応じなければいけないにもかかわらず廃棄していた。

(2) 監査時に判明した不正請求額

平成29年5月から平成31年2月施術分

合計5人分 金額189,878円